

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日が休日は、その
たる日)

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	昭和五十九年十一月六日

鳥取県告示第九百六十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	昭和五十九年十月三十一日

鳥取県告示第九百六十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第四十九条の規定に基づく

鳥取県告示第九百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊藤歯科医院	鳥取市栄町四〇一	昭和五十九年十一月十五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平林歯科医院	米子市糀町二丁目一二五	昭和五十九年十一月二十二日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エフワン診療所	鳥取市吉成二三五	昭和五十九年十一月二十二日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中医院	米子市錦町一丁目七六	昭和五十九年十一月二十一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七一一八	昭和五十九年十一月十六日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目一三	昭和五十九年十一月二十日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八一二	昭和五十九年十一月二十四日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三宝薬局	鳥取市扇町五七一	昭和五十九年十一月十五日

常田調剤薬局

鳥取市西町三丁目一一〇

鳥取県告示第九百六十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

荒木医院

境港市松ヶ枝町三七

昭和五十九年十一月二十一日

北室内科

鳥取市西町三丁目一一〇

昭和五十九年十一月二十六日

鳥取県告示第九百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
倉 敷 俊 夫	鳥医第三、一六七号	昭和五十九年十一月七日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
戸 塚 芳 宏	鳥医第三、一六八号	昭和五十九年十一月七日

戸 塚 芳 宏

鳥医第三、一六八号

昭和五十九年十一月七日

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
辻谷医院	米子市丸町二丁目一八一三	昭和五十九年十一月三十日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	"
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	"
福庭医院	境港市相生町一一四	"

鳥取県告示第九百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予 告 期 間 終 了 の 年 月 日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	昭和五十九年十一月三十日

鳥取県告示第九百六十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 二 （以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 一 八頭郡郡家町大字池田字瀧ノ奥西平六四一の五・字善坊東平六四二の八
 - 二 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第九百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字尾張字尾張谷三六四の八四・字中ノ谷三六五の三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十一日

昭和五十九年十二月十一日

鳥取県告示第九百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由

土砂の崩壊の防備

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称
- 二 米子境港都市計画道路事業三一三一三 外港外江線

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二三〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分
境港市元町並びに上道町字一本松、字勝負山、字湯御居、字本川尻、
字川尻谷、字白波及び字白波地先国有地地内
- 2 使用の部分
なし